

港区成年後見人等 報酬助成事業

令和8年度

成年被後見人等(以下「本人」)の所得や資産が少なく、成年後見人等に対する報酬の負担が困難であると審査の結果認められた場合に、その報酬を助成します。

令和8年度からここが変わります！

1 港区成年後見人等候補者登録台帳登録者以外の成年後見人に対する報酬も助成対象になります。

本人が要件を満たしている場合、成年後見人等の職種や港区成年後見人等候補者登録台帳への登録の有無に関わらず、助成を受けられるようになります。

2 助成金の振込口座が原則、本人口座になります。

ただし、代理権が付与されていない保佐人・補助人の場合は委任状を添付することにより、保佐人・補助人の口座に直接振り込みをします。

本人が亡くなった場合も成年後見人等の口座に直接振り込みをします。

3 申請書の様式を変更します。

報酬助成申請書の様式を見直します。また、資産申告書の様式を廃止します。

4 提出書類を簡素化します。

本人が生活保護受給者の場合は、収入や財産についての申告を不要とします。

本人が生活保護受給者以外の場合も、収入や資産についての提出書類は家庭裁判所に提出した書類で代えられるように簡素化します。

対象 家庭裁判所の報酬付与審判があり、以下の要件を満たす本人

- ① 区内に住所を有している等の住所地の要件を満たしていること
- ② 生活保護受給者またはそれに準ずる者であること
- ③ 成年後見人等への報酬を負担することが困難であること
- ④ 他の区市町村から、本事業による助成と同様の助成等を受けていないこと

申請者 本人または成年後見人等

- ## 注意事項
- ・ 本人の資産から報酬を支出することが可能な場合は利用できません。
 - ・ 提出書類等は、募集要項をご確認ください。
 - ・ **区長申立の場合**は、申立手続きをした**各総合支所区民課保健福祉係へご相談**ください。

助成金額 原則、家庭裁判所の報酬付与審判額

申請締切日 報酬付与の審判があった日から 起算して**90日以内**

年度内の申請は**令和9年2月26日(金)まで**です。
それ以降は、令和9年4月1日以降にご申請ください。

申請書の請求・提出・問合せ先

まずはご相談ください

〒106-0032

港区六本木5-16-45 麻布地区総合支所2階

社会福祉法人 港区社会福祉協議会 権利擁護推進係

権利擁護センター サポートみなと

電話 03-6230-0283

E-mail

seinenkouken@minato-cosw.net

